

京都市道路の位置の指定等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年1月9日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第83号

京都市道路の位置の指定等に関する規則の一部を改正する規則

京都市道路の位置の指定等に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条中「〔法〕という。）」の右に「、京都市道路の位置の指定の基準の特例に関する条例（以下「条例」という。）」を加え、「（以下「条例」という。）」を削る。

第5条中「条例」を「京都市私道の変更又は廃止の手續に関する条例」に改め、同条を第8条とする。

第4条を第7条とし、第3条を第6条とし、第2条の次に次の3条を加える。

（特定土地）

第3条 条例第3条第2項第2号に規定する別に定めるものは、同号に規定する位置指定道路から奥行きが2メートルに満たない部分を有しない土地（周囲の状況及び土地の形状により、当該部分を有することについて市長がやむを得ないと認める場合にあっては、当該部分を有する土地）とする。

（条例第4条第5号等に規定する別に定める既存敷地）

第4条 条例第4条第5号並びに第5条各号列記以外の部分及び第2号に規定する別に定める既存敷地は、道路の位置指定・変更・廃止申請書の提出があった日まで引き続き3年以上法第2条第1号に規定する建築物が存している土地とする。

（道路の位置の指定に係る舗装の技術的基準等）

第5条 条例第4条第7号に規定するコンクリート及びアスファルト・コンクリートによる舗装の技術的基準は、市長が定めて告示する。

第1号様式中「第5条関係」を「第8条関係」に改める。

第2号様式中「第5条関係」を「第8条関係」に改め、同様式注に次のように加える。

- 8 指定を受けようとする道路の敷地である土地の区画を明確にした地積測量図に地番を表示したものを添付してください。

附 則

この規則は、平成19年3月1日から施行する。

(都市計画局建築指導部指導課)